

秋田県障害及び障害者への理解の促進に関する条例」関連事業について

県では、障害及び障害者への理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に向け、「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」を制定しました（平成31年4月1日施行）。

そこで、障害及び障害者への理解を深めるための普及啓発を次のとおり行っていきますので、御活用ください。

◇ 障害理解ハンドブック（副読本）



一般用（A5版）



小学生用（A4版）

小学校4年生向け、一般県民向けの2種類を制作

障害の特性や障害者が日常生活の中で必要としている配慮、職場や地域で提供できる支援などについて、事例をイラスト等で紹介。

※データは県ウェブサイトに掲載。

◇ 障害者理解促進映像 ～私たちにできること～

YouTubeにて公開中



- ・ 県条例について
 - 社会的障壁や合理的配慮
 - 障害者差別解消のための措置など
- ・ 社会的障壁と合理的配慮の提供の事例について
 - 視覚障害、車いすユーザー当事者出演による事例紹介
- ・ 見えない障害について
 - 手をつなぐ育成会（知的障害支援団体）会長談話
 - 秋田県精神保健福祉社会連合会会長談話

※YouTube 公開ページのリンクは県ウェブサイトに掲載。

◇ ヘルプマーク・ヘルプカードについて

外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方がいます。

ヘルプマークを身につけることで、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができます。

またコミュニケーションに障害がある方や状況把握が難しい方等は、ヘルプカードを活用することで発作等の緊急時や災害時等に必要な支援や配慮を周囲に知らせる手段とすることもできます。

お住まいの市町村や県地域振興局、県障害福祉課で交付しております。

【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】

あなたの支援が必要です
ヘルプカード
秋田県

※配慮してほしいことなどをご記入ください。
©2015 秋田県人だッチ

フリガナ 名 前	連絡先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先・通学先 <input type="checkbox"/> その他 { }
住 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先・通学先 <input type="checkbox"/> その他 { }
性別 血液型 R+H± 生年月日 男・女 A・B・O・AB 年 月 日	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先・通学先 <input type="checkbox"/> その他 { }
<input checked="" type="checkbox"/> 大切な連絡（このカードをご覧になった方へ）	
医療機関（かかりつけ）連絡先	

◇ がんばる障害者発見・発信事業について

県内で活躍する障害者の情報を集めて、マスメディアを通じて発信する事業を新たに実施します。地域活動やスポーツ、文化・芸術その他の分野で活躍する障害者について、次のとおり応募や推薦を受け付けています。

1 応募・推薦対象者資格

- ・ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であること。
- ・ 秋田県内で地域活動、スポーツ、文化・芸術その他の分野において取組を行っていること。

2 応募・推薦方法

- ・ 様 式 別紙応募・推薦シートによる
- ・ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファックスによる
- ・ 提出部数 対象者一人につき1部
- ・ 提出期限 令和2年4月30日（木）

3 選考

提出された応募・推薦シートに基づき、事務局内で選考を行う。

4 選考結果の通知

選考の結果は事務局から個別に通知する。

5 応募・推薦時の注意事項

- ・ 提出された応募・推薦シートは返却しない。
- ・ 応募・推薦シートに記入された個人情報、選考や結果等の通知のために使用するほか、対象者として選考された場合には取材実施のため委託業者に提供することに同意の上提出すること。

※ 詳しくは、秋田県公式サイト美の国あきたネットをご覧ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47895>